

財務省告示第二百十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六條第一項の規定に基づき、平
 成十六年四月二十日に発行する利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年四月十九日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名称及び記号	発行の根拠	法律及びその条項の適	振替法の適	用等	発行方法	発行行	振替単位	募集の価格	発行の価格	利率	初期利子
利付国庫債券（二年）（第二百十九回）	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五條第一項	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下	「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替	機関は日本銀行とする。	日本郵政公社による国債の募集	の取扱い及び取得による発行	の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。	平成十六年四月二十日	額面金額百円につき九十九円九	年一パーセント	が銀行休業日に当たるときは、

十 八	十 七	十 六	十 五	十 四		十 三
払 込 期 日	募 集 期 間	払 場 所	元 利 金 支	償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子

平 成 十 六 年 四 月 二 十 日	十 六 年 四 月 十 四 日 ま で	平 成 十 六 年 三 月 十 日 か ら 平 成	日 本 銀 行	日 額 面 金 額 百 円 に つ き 百 円	平 成 十 八 年 四 月 二 十 日	利 子 を 支 払 う 。	て、 そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す る	を、 支 払 期 と し、 各 支 払 期 に お い	毎 年 四 月 二 十 日 及 び 十 月 二 十 日
--	--	---	------------------	--	--	---------------------------------	--	---	--

償還金
 $\times \frac{100}{100}$
 $\times \frac{100}{100}$

その翌営業日に支払う（以下、
 次号及び第十四号において規定
 する期日について同じ。）